

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための議会事務局の対応について

令和 2 年 4 月 2 0 日

議会事務局

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、三重県も 4 月 1 6 日に緊急事態宣言の対象地域となりました。職員については、令和 2 年 4 月 1 7 日付け総務第 0 4 - 1 9 号で「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」が総務部長から発出され、この通知により在宅勤務や休暇等を活用した職員同士の接触機会の低減や不要不急の外出を避けることが求められています。

議会事務局としても、議事等業務の継続を図るとともに、感染症のまん延防止を図るため、事務局職員の在宅勤務、休日振替、特別休暇、年次休暇、時差出勤、職務専念義務免除の制度の利用による出勤者の低減に努めることとします。

2 実施方法

実施期間中の出勤者の 5 割削減を目標とし、本会議等の議事開催日は除き、職員が計画的に、在宅勤務、休日振替、特別休暇、年次休暇制度等を利用して庁舎への出勤を低減することとします。

3 実施期間

令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

4 職員個人の基本的な感染防止対策

- ・職場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動の徹底（手洗い及びマスク着用を含む咳エチケット）
- ・出勤前の体温測定や風邪症状を含めた体調確認等、日々の健康管理

5 その他

- ・自己研鑽及び自己研修のための在宅勤務を検討してください。
- ・休暇取得時には、原則家庭で過ごし、県外、市街地への不要不急の外出は避けてください。